第七十三条第一項中第十六号を第七号とし、第十六号の二を第八号とし、第十六号の三を第九号とし、第十六号の四を第十号とし、第十六号の五を第十一号とし、第十六号の六を第十二号とし、第十七号を第十三号とし、第十八号から第二十号までを四号ずつ繰り上げ、第二十号の二を第十七号とし、第二十号の三を第十八号とし、第二十号の四を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同条第二項中「若しくは第三十五条第一項第二号」を「、第三十五条第一項第二号若しくは第三十九条の十三」に、「若しくは産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣若しくは」を「又は産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣又は」に、「認定」を「認定若しくは」に、「並びに経済産業大臣若しくは」を「並びに経済産業大臣又は」に改める。

第七十四条の二第一項第一号中「、同条第三項」を「若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」に改め、同項第一号の二中「又は第三十五条第一項第二号」を「、第三十五条第一項第二号又は第三十九条の十三」に改め、同項第一号の三中「第三十九条の十二第一項」の下に「若しくは第三十九条の二十第一項」を加え、「同条第二項」を「第三十九条の十二第二項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十第二項」に改める。

第七十五条中「、第五十六条第五項」を削る。

第七十九条の三中「第三十九条の二十一第一項、第三十九条の二十三」を加える。

第八十条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第八十一条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第二号から第四号の二まで及び第六号から第九号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「者又は」を「とき、又は」に、「の検査を行つた者」を「の検査を行つたとき。」に改め、同条第十一号中「者」を「とき。」に改める。

第八十二条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第三号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第八十三条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第二十八条第三項又は」を「第二十八条第三項及び」に改め、「若しくは第二項」の下に「、第三十九条の十八、第三十九条の十九第二項、第三十九条の二十一第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「同条第四項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第五項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号の二から第二号の四までの規定中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第二号の五中「者又は」を「とき、又は」に、「届出をした者」を「届出をしたとき。」に改め、同条第二号の六及び第二号の七中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第三号中「同条第四項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第五項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号の二中「第三十五条の二」の下に「、第三十九条の二十二第二項又は第三十九条の二十七第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号の二の二中「者」を「とき。」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四の二の三　第三十九条の二十一第二項若しくは第三項、第三十九条の二十四第二項、第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十六の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

四の二の四　第三十九条の二十三の規定に違反して危害予防規程を保存せず、又は危害予防規程の提出を拒んだとき。

第八十三条第四号の三から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第八十四条中「、第八十一条、第八十二条又は第八十三条」を「又は第八十一条から第八十三条まで」に改める。

第二条　高圧ガス保安法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　完成検査及び保安検査に係る認定（第三十九条の二―第三十九条の十二）
第三章の三　認定高度保安実施者（第三十九条の十三―第三十九条の二十七）」を「第三章の二　認定高度保安実施者（第三十九条の二―第三十九条の十六）」に改める。

第八条第一号中「第三十九条の六」を「第三十九条の四第一項第一号及び第二項第一項第四号」に改め、「、第三十九条の十二第一項第四号、第三十九条の十五第一項第一号及び第二項、第三十九条の二十第一項第四号、第三十九条の二十二第一項」を削る。

第二十条第二項中「次項第二号」を「次項ただし書」に改め、同条第三項中「。以下」を「。第三十九条の十一第一項において」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

第二十条第三項各号を削り、同条第四項中「前項第一号」を「前項ただし書」に改める。

第三十五条第一項中「。以下」を「。この項、次項及び第三十九条の十六第一項において」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

第三十五条第一項各号を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項ただし書」に改める。

第三十八条第一項第三号中「第三十九条の二十二第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改める。

第三章の二を削る。

第三章の三中第三十九条の十三を第三十九条の二とする。

第三十九条の十四第二項ただし書中「第三十九条の二十第一項」を「第三十九条の五第一項」に改め、同条を第三十九条の三とする。

第三十九条の十五第一項第四号中「第三十九条の九第一項」に改め、同条を第三十九条の四とする。

第三十九条の十六第一項中「第三十九条の十四第二項」を「第三十九条の三第二項」に改め、同条を第三十九条の五とする。

第三十九条の十七第二項中「第三十九条の十三、第三十九条の十四」を「第三十九条の二、第三十九条の三」に、「第三十九条の十四第二項」を「第三十九条の三第二項」に改め、同条を第三十九条の六とし、第三十九条の十八を第三十九条の七とする。

第三十九条の十九第一項第二号中「第三十九条の十五第一項第三号」を「第三十九条の四第一項第三号」に改め、同項第七号中「第三十九条の十五第一項第三号」を「第三十九条の四第一項第三号」に改め、同条を第三十九条の九とし、第三十九条の二十一を第三十九条の十とし、第三十九条の二十二から第三十九条の二十七までを十一条ずつ繰り上げる。

第三章の三を第三章の二とする。